

療施設

- ① 次に掲げるときその他の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が自己の利益を図るために指定基準省令に違反したとき
- イ 指定施設サービスの提供に際して入所者又は入院患者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかったとき
- ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
- ハ 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの脱退者又は退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき
- ② 入所者又は入院患者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な指定基準違反があったとき

削除 ←

「第7 指導の拒否への対応」削除 ←

第7 指導の拒否への対応

- 1 正当な理由がなく書面指導を拒否した場合は、実地指導を行う。
- 2 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、監査を行う。

「第8 その他」削除 ←

第8 その他

- 1 都道府県は、指導結果の通知及び改善報告書の内容について、そのサービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村（保険者）へ情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。
- 2 都道府県は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

介護保険施設等監査指針

第1 目的

この監査指針は、都道府県知事又は市町村長（「特別区長」を含む）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第78条の6、第83条、第90条、第100条、第112条、第115条の6、第115条及び第115条の24の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設開設者等（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、指定介護老人保健施設開設者、介護老人保健施設開設者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設開設者若しくは管理者、医師その他の従業者等（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者等（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）、及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）、指定介護予防サービス事業者等（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）に對して行う保険給付等（以下「介護報酬」という。）の請求に關する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

介護保険施設等監査指針

第1 目的

この監査指針は、都道府県知事（介護老人保健施設にあっては、指定都市市長、中核市長、保健所設置都市市長及び特別区長を含む。ただし、第5の1「行政上の措置」を除く。以下同じ。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、指定居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス（以下「居宅サービス等」という。）を行った者又はこれを使用する者（以下「居宅サービス実行者等」という。）に對し、並びに都道府県知事が、法第76条、第83条、第90条、第100条及び第112条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設開設者等（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、及び指定介護療養型医療施設開設者、介護老人保健施設開設者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、及び指定介護療養型医療施設開設者若しくは指定介護療養型医療施設開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設開設者等（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者等（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所であった者若しくは当該指定に係る事業所であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）、及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）、指定介護予防サービス事業者等（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）に對して行う保険給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）の請求に關する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「サービス事業者」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、指定取消し等の各規定に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となるサービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報等から、指定基準違反等の場合に、行うものとする。

1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 連合会・保険者からの通報情報
- (4) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- (5) 「介護サービスの情報の公表」の未実施情報

2 実地指導において確認した情報

法第23条及び第24条により指導を行った市町村及び都道府県がサービス事業者等において確認した指定基準違反等

(削 除)

(削 除)

(削 除)

第2 監査方針

監査は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等及び指定介護療養型医療施設開設者等（以下「サービス事業者」という。）の介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となるサービス事業者等の選定基準

監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

1 介護給付等対象サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

2 介護報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

3 法第74条、第81条、第88条、第97条又は第110条に規定する基準（以下「指定等の基準」という。）に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。

4 度重なる一般指導、合同指導及び特別合同指導（「介護保険施設等指導指針」に定める「一般指導、合同指導及び特別合同指導」をいう。以下同じ。）によっても介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に改善がみられないとき。

5 正当な理由がなく一般指導、合同指導及び特別合同指導を拒否したとき。

第4 監査方法等

1 報告等

都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)を行うものとする。

(1) 市町村長による実地検査等

市町村長は、指定権限が都道府県にあるサービス事業者等(法第76条、第83条、第90条、第100条、第112条及び第115条の6)について、実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を行うものとする。

なお、当該サービス事業者等の介護給付対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行うものとする。

(2) 市町村は、指定基準違反と認めるときは、文書によって都道府県に通知を行うものとする。なお、都道府県と市町村が同時に実地検査等を行っている場合には、省略することができるものとする。

(3) 都道府県知事は前項の通知があつたときは、すみやかに必要な法的な行政上の措置を取るものとする。

2 行政上の措置

(1) 勧告

サービス事業者等が厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準に違反したことが確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

第4 監査方法等

1 事前調査

監査担当者は、原則として監査を実施する前に介護給付費請求書による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、介護給付等を受けた要介護者及び要支援者(以下「要介護者等」という。)等に対する実地調査を行う。

2 監査実施通知

都道府県(介護老人保健施設にあつては、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。)は、監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該サービス事業者等に通知する。

ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができるものとする。

(1) 監査の根拠規定

(2) 命令

サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。命令を受けた場合において、当該サービス業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定・許可の取消し、指定・許可の全部又はその一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）

都道府県知事又は市町村長は、法第77条、第78条の9、第84条、第92条、第104条、第114条、第115条の8、第115条の17及び第115条の26のいずれかに該当する場合には、当該サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。

(削 除)

(削 除)

3 聴聞等

監査の結果、当該サービス事業者等が取消処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

但し、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

4 経済上の措置

(1) 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険者に対し、法第22条に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

(2) 命令又は指定の取り消し等の場合には、当該サービス事業者等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 出席者

(5) 準備すべき書類等

3 出席者

監査に当たっては、監査対象となるサービス事業者等の開設者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求め、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者又は関係者の出席を求め、

4 監査調査書の作成

監査担当者は、監査後、監査調査書を作成する。

(削 除)

第5 監査後の措置	第4の2 ←	<p>1 行政上の措置</p> <p>(1) 内容</p> <p>行政上の措置は、<u>法第77条、第84条、第92条及び第114条の規定に基づく指定の取消し、法第101条の規定に基づく設備の使用制限等、法第102条の規定に基づく変更命令、法第103条の規定に基づく業務運営の改善命令等並びに法第104条に規定する許可の取消し（以下「取消処分等」という。）とする。</u></p>
	第4の3 ←	<p>(2) 聴聞等</p> <p><u>都道府県知事は、監査の結果、当該サービス事業者等が取消処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。</u></p>
(削 除)	第4の4 ←	<p>(3) 行政上の措置の通知</p> <p>都道府県知事は、取消処分等を行ったときは、当該サービス事業者等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知を行う。</p> <p>なお、取消処分等にいたらないと認められる場合には、介護保険施設等指導指針の実地指導に準じた指導を行う。</p>
	第4の4 ←	<p>2 経済上の措置</p> <p>(1) 都道府県は、<u>監査の結果、介護給付等サービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、保険者に対し、サービス事業者等の名称、返還金額等必要な事項を通知するとともに、当該保険者から国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に連絡させ、当該サービス事業者等に支払うべき介護報酬からこれを控除させるよう措置する。</u></p> <p>これにより難いときは、連合会から当該保険者に連絡するものとし、当該保険者は返還金相当額を当該サービス事業者等から直接、当該保険者に返還させるよう措置する。</p>
	第4の4 ←	<p>(2) 都道府県は、返還の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、監査対象となったサービス事業者等に対して、当該自己負担額を要介護者等に返還するよう指導する。</p> <p>また、該当する保険者に対しては、当該要介護者等あてにその旨通知するよう指導する。</p>

(削 除)

(3) 監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求
に關し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係
る返還期間は、原則として5年間とする。

(削 除)

3 行政上の措置の公表等
都道府県知事は、監査の結果、取消処分等を行ったときは、法78
条、第85条、第93条及び第115条の規定に基づき速やかにその
旨を公示するとともに、そのサービス事業者等の事業活動区域に所在
する市町村（保険者）及び連合会に対し連絡する。

第5 その他

都道府県又は市町村は、法第197条第1項の規定に基づき、監査及
び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省
老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

第6 その他

都道府県は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるとこ
ろにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行う。

